

宍粟市学童保育の柱

「なかよく」「げんきに」「たのしく」

宍粟市の学童保育のあり方

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

(宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 5 条)

宍粟市学童保育で大切にしたいこと

子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。

宍粟市学童で大切にしていきたい基本方針

子どもの健全な育成と保育の実践をする。

★ 育成支援の詳細

- ・子どもが安心して過ごせる生活の場
- ・ふさわしい環境を整える。
- ・安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を回避出来るようにする。
- ・子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活
- ・自主性・社会性・創造性の向上
- ・基本的な生活習慣の確立 等

★ 健全な育成を図るためには、

- ・保護者・関係機関との連携
- ・連絡帳・おたより・保護者会・個人面接等様々な方法を有効に活用する。
- ・保護者が活動や行事に参加する機会を設ける。
- ・小学校・幼稚園との連携を積極的に図る。
- ・小学校・幼稚園との情報交換や情報共有・職員同士の交流を図る。
- ・保育所・幼稚園とも、新 1 年生については情報交換や情報共有を図る。

支援員の役割

- ・豊かな人間性と倫理観を整える。
- ・常に自己研鑽(じこけんさん)に励み知識・技能の習得維持及び向上に励む。
- ・関係機関と連携し、子どもにとって適切な環境が得られるようにする。

学童の社会的責任

- ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重し育成を行う。
- ・子どもに影響がある事柄に関して、子どもが意見を述べ、参加することを保証する。
- ・資質向上のために職場内外の研修の機会を持たなければならない。

支援員の倫理

- ・社会的信頼を得て取り組み、支援員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える為、倫理を理解し内容の向上に努める。

子どもの育成支援には、次の内容が求められる。

- ・来所時には、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
- ・子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- ・子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、放課後の時間を自己管理できるように援助する。
- ・あいさつ、手洗い、うがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身につくように援助する。
- ・子どもたちが集団で過ごす特性を踏まえて、協力や分担や決まりごと等を理解出来るようにする。
- ・子どもが自分の気持ちや意見を表現することが出来るように援助し、学童の生活に主体的に関わることが出来るようにする。
- ・子どもの意見を尊重する。

